

「中小企業信用保険法第二条第五項第三号から第五号の経済産業大臣が定める事由を規定する告示案」に関する意見公募手続の結果について

令和6年10月1日

中 小 企 業 庁

「中小企業信用保険法第二条第五項第三号から第五号の経済産業大臣が定める事由を規定する告示案」について、令和6年7月31日から同年9月4日まで意見公募手続を実施しましたが、提出意見はございませんでした。

今後とも、中小企業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。